

国際基督教大学同窓会定款

会則制定	1958年3月21日
定款制定	1972年4月1日
改 定	1983年5月29日
	1985年5月26日
	1988年5月20日
	1989年6月2日
	1991年6月1日
	1995年6月9日
	2002年6月7日
	2003年6月20日
	2004年6月18日
	2006年4月8日
	2008年3月29日
	2012年4月1日
	2015年4月1日
	2018年4月1日

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、国際基督教大学同窓会と称する。英文名は、International Christian University Alumni Association とする。

第2条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を篤くし、国際基督教大学（以下「大学」という。）の発展を図るとともに、併せて国際的な文化の交流を図ることを目的とする。

第3条 (業務)

本会は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

1. 同窓会会員データの維持および管理
2. 本会会報の作成および刊行
3. 同窓会館の運営
4. 講演会、勉強会、親睦会その他集会の企画・開催、および会員相互の情報交換の支援
5. 在校生に対する奨学金の貸与または給付および学術研究奨励金の授与、就職活動の支援、課外活動に対する支援
6. Friends of ICU やその他の大学募金活動への支援および協力
7. 大学関係当局と ICU の理念を共有し、その実現に力を合わせ、ICU の評価を高め維持するための支援と提案
8. 教養講座、研修等の教育研修活動の支援および実施
9. 国際的な人と文化の交流
10. その他前条の目的を達成するために必要となる業務

第4条 (所在地)

本会の本部の所在地は、〒181-8585 東京都三鷹市大沢 3 丁目 10 番地 2 号とし、同所に本部事務局を置き、他に理事会の決議により支部を設けることができる。

第2章 会員

第5条 (会員および入会)

本会の会員は次のとおりとし、当該規定に従いそれぞれの会員として入会する。

1. 正会員：大学教養学部を卒業した者、大学大学院を修了した者は自動的に正会員となる。1年本科学学生（One-Year-Regular Student）または研究生として在籍した者が正会員になることを希望する場合、および大学教養学部または大学大学院に在籍した者が卒業または修了しない場合は、理事会の承認を受けて正会員となることができる。
2. 準会員：大学教養学部または大学大学院に在籍している者は準会員となる。
3. 特別会員：大学の教職員（非常勤を含む。以下同じ。）およびかつて大学教職員であった者は本人が希望すれば特別会員となることができる。
4. 名誉会員：大学または同窓会に貢献した者は理事会の承認を受けて名誉会員となる。

第6条 (会費)

1. 正会員および準会員は、総会の決議する額の下記の会費を納めるものとする。
終身会費
20年目記念会費
2. 会費の納入時期は、理事会の決議するところによる。

第7条 (会員の特典)

1. 会員は、本会の活動に参加し、その提供するサービスを享受し、また大学が会員にその使用を認める諸施設を利用することができる。ただし、会費未納者は、理事会の決議により、これらの特典の享受を制限されることがある。
2. 会員は、事務局に申し出て会員証を発行してもらうことができる。ただし、会費未納者を除く。
3. 正会員は、第5章に規定する総会において一票の議決権を有する。

第8条 (会員資格の喪失)

会員は、以下の事由により会員の資格を喪失する。

1. 死亡
2. 退会
3. 除名

第9条 (退会)

1. 会員は、退会理由を明記した退会届を会長に提出することにより退会することができる。
2. 退会する正会員は、退会時まで未納の会費がある場合にはそれを支払い、また納入済の会費はいっさい返却されないものとする。

第10条 (除名)

1. 会員が本会の名誉を著しく傷つけまたは本会の目的に著しく反する行為をした場合には、総会の決議にもとづき、その会員は除名される。
2. 除名された会員の納入済の会費はいっさい返却されないものとする。

第3章 役員および理事会

第11条 (役員)

1. 本会には、次の役員を置く。
(1) 理事：10名以上30名以内

前会長および前会長の直前に会長の職にあった元会長は、理事候補として理事候補者名簿に記載しなければならない。

- (2) 監事：2名ないし3名
 - (3) 事務局長：1名
2. 本会には、理事のうち次の会長、副会長を置く。
- (1) 会長：1名
 - (2) 副会長：10名以内

第12条（役員を選任）

会長その他の理事および監事は、それぞれについて、本定款第6章に定める選考委員会（以下「選考委員会」という。）が役員選任の年の前年の12月末までに作成した理事・監事候補者名簿にもとづき、総会において選任される。

第13条（任期）

- 1. 理事、監事および事務局長の任期は2年（選任された年の総会から翌々年の総会まで）とする。ただし、再任は妨げられない。
- 2. 理事または監事が転勤その他の事由によりその職務を行うことができなくなった場合には、理事会の決議により当該理事または監事を補充する者が選任される。
- 3. 補充のため選任された理事または監事の任期は、前任者の残存期間とする。

第14条（役員職務）

- 1. 理事：理事は、理事会を組織し、かつ理事会が別途定める部会のいずれかに所属し、担当副会長理事を補佐して、その部会の業務を執行する。
- 2. 会長：会長は、本会の代表者として本会の会務を総理し、本会を代表する。会長は予め会長代行1名を理事の中から指名し、不測の事態に会長業務を代行させる。
- 3. 副会長：副会長は、会長を補佐するとともに、それぞれの部会の長として担当部会の業務を執行し、統括する。副会長は予め副会長代行1名を担当部会の理事の中から指名し、副会長業務を支援させる。
- 4. 監事：監事は、本会の会計および業務につき会計・業務監査を行う。また必要に応じて会長、担当副会長または事務局長に対し会計または業務に関して助言と指導を行う。
- 5. 事務局長：事務局長は、効率的かつ適正に会務が執行されるよう事務局員を管理監督し、事務局を代表する。

第15条（理事会）

- 1. 理事会は、必要に応じて会長がこれを招集し、会長自身あるいは会長が指名するいずれかの理事が議長を務める。
- 2. 理事会は、下記の事項について決議する。
 - (1) 年間基本業務計画の企画立案と予算の策定
 - (2) 年間業務の実行と報告書および決算書の作成
 - (3) 会長、副会長、理事、評議員、学生評議員および監事の候補者名簿の承認
 - (4) 会費の額またはその変更案の作成ならびに納入時期の決定およびその変更
 - (5) 同窓会基金および湯浅八郎・細木盛枝記念基金の管理
 - (6) 奨学金の貸与または給付および学術研究奨励金の授与
 - (7) 定款の改定案の作成

- (8) 金 10 万円以上 1000 万円未満の財産の購入と処分
 - (9) 金 1000 万円以上の財産の購入案および処分案の作成
 - (10) 臨時総会の開催
 - (11) 選考委員会委員の選任
 - (12) 事務局長の選任
 - (13) 副会長、理事、評議員、学生評議員または監事補充者の選任
 - (14) 支部の設置
 - (15) 慶弔費に関する規定の作成
 - (16) 1 年本科学生在籍者および大学中退者の入会の承認または名誉会員の推薦
 - (17) 会長、各担当副会長、監事、理事および事務局長が付議したその他の事項
3. 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の場合には、議長の決するところによる。理事は、他の理事をもって代理人となし、その議決権を行使することができる。ただし、当該理事は、事前に書面で代理人名を議長に提出しなければならない。

第 4 章 評議員および評議員会

第 16 条（評議員および学生評議員）

1. 本会には、評議員 50 名以上を置く。
2. 評議員は、正会員のうちから選考委員会が予め作成した評議員候補者名簿にもとづき、理事会の承認を得て、総会において選任する。評議員は、各期より満遍なく選ばれるものとする。
3. 前項の評議員のほか、準会員（在校生）の意見を聴取するため、準会員のうちから 10 名以内を学生評議員として担当理事が推薦し、理事会の承認を得て、総会において選任する。
4. 評議員および学生評議員の任期は 2 年間（選任された年の総会から翌々年の総会まで）とする。ただし、学生評議員が大学教養学部を卒業または大学大学院を修了する場合は、卒業または修了のときをもってその任期は終了する。
5. 評議員および学生評議員は評議員会に出席すると共に、理事会が各評議員または学生評議員に委任した業務を執行する。

第 17 条（評議員会）

1. 評議員会は、毎年 2 回開催するものとし、会長がこれを招集する。2 回の評議員会のうち、1 回は毎年 2 月末までに開催されなければならない。会長は、評議員の 10 分の 1 以上から、審議の目的たる事項を明示して臨時評議員会の開催請求があった場合には、臨時評議員会を招集しなければならない。
2. 評議員会の議長は、評議員が選任された年の第 1 回目の評議員会で、会長から推薦された理事または評議員からなる候補者について信任投票を行い、選出する。副議長および書記それぞれ 1 名も同様に選出する。評議員会の議長、副議長および書記の任期は、選任された年の評議員会から翌々年の総会までの 2 年間とする。
3. 評議員会は、あらかじめ理事会より提出された下記事項につき審議し、理事会に助言を与える。

- (1) 年間基本業務計画案および予算案
 - (2) 年度業務報告および決算書案
 - (3) 会費の額の変更案
 - (4) 定款の改定案
 - (5) 金 1000 万円以上の財産の購入案および処分案
 - (6) 臨時総会の開催
 - (7) 会員の除名または名誉会員の承認案
 - (8) 理事会が付議したその他の事項
4. 評議員会の決議は、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の場合には、議長の決するところによる。評議員は、他の評議員をもって代理人となし、その議決権を行使することができる。ただし、当該評議員は、事前に書面で代理人名を議長に提出しなければならない。
 5. 学生評議員は、前項の定足数に算入せず、決議にも参加しないものとする。

第5章 総会

第18条（定時総会）

定時総会は、毎年1回、4月末までに会長が招集する。

第19条（臨時総会）

会長は、下記の場合には、臨時総会を招集しなければならない。

1. 理事会および評議員会において、臨時総会の開催が決議されたとき
2. 100名以上の正会員が、審議の目的たる事項を明示して、臨時総会の開催を請求したとき

第20条（総会の議長）

1. 総会の議長は、会長から推薦された正会員からなる候補者について、総会の開催に先立ち信任投票を行い、選出する。副議長および書記それぞれ1名も同様に選出する。
2. 総会の議長、副議長および書記の任期は、当該総会限りとする。

第21条（総会の決議事項）

総会は、本会の最高決議機関としてあらかじめ理事会から正会員に通知され、かつ理事会により承認を求められた下記事項について決議する。

1. 年間基本業務計画および予算
2. 年度業務報告および決算書
3. 会長、副会長、理事、監事および評議員の選任
4. 会費の額またはその変更
5. 定款の改定
6. 金 1000 万円以上の財産の購入と処分
7. 会員の除名または名誉会員の承認
8. 理事会が付議したその他の事項

第22条（決議）

1. 総会の決議は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。
2. 正会員は、他の正会員をもって代理人となし、その議決権を行使することができる。ただし、当該正会員は、事前に書面で代理人名を議長に提出しなければならない。

第6章 選考委員会

第23条 (選考委員会)

1. 選考委員会は、正会員のうちから理事会が選任した5名以上7名以内の者をもって組織する。
2. 会長、事務局長は、オブザーバーとして選考委員会に加わるものとする。
3. 選考委員会は、評議員、理事、会長、副会長、監事のそれぞれの候補者を選任しかつ当該候補者と折衝してその就任承諾を受領後、それぞれの役員候補者名簿を作成する。
4. 選考委員会は、役員、評議員が選任される年の前年の9月末までに組織され、選任する総会の終了と同時にその任期を終了する。

第7章 事務局

第24条 (事務局)

事務局は、理事会、会長および監事の指導監督および指示にもとづき業務を執行する。

第25条 (事務局長)

事務局長は、事務局長が必要と判断し別途定める事務局内規にもとづき事務局員を指導監督し、会務を執行し、事務局を代表する。事務局長が職務につけなくなった場合には、理事会は速やかに新事務局長を選任する。

第26条 (事務局の業務)

1. 会員への各種サービスと便宜の供与
2. 会員情報の収集と提供
3. 同窓会会員データの維持および管理
4. 会費の徴収
5. 入出金およびその管理・報告
6. 月次・年次会計報告および決算書案の作成、決算書の保管
7. 大学との情報交換および連絡
8. 支部との情報交換
9. 「同窓会のしおり」の作成
10. 理事会議事録の作成と保管
11. その他理事会が必要と認めた事項

第8章 大学評議員

第27条 (大学評議員)

「学校法人国際基督教大学寄附行為」、「学校法人国際基督教大学寄附行為施行細則」にもとづき学校法人評議員に就任する同窓会役員は、会長、副会長および事務局長の中から、同窓会理事会が選任し、推薦するものとする。

第28条 (大学評議員の任期)

1. 大学に推薦され就任した大学評議員の任期は、「学校法人国際基督教大学寄附行為」に定める期間とする。ただし、会長、副会長または事務局長の職を退いた場合はこの限りではない。
2. 補充のために選出された大学評議員の任期は、前任者の任期の残存期間とす

る。

第9章 同窓会基金

第29条 (同窓会基金)

1. 本会の将来の発展と業務に備えるために、同窓会基金を設置する。
2. 本基金は、寄附および本会の毎年の剰余金を積みたてたものを原資とする。
3. 本基金の運用は、理事会の監督にもとづき、財務担当副会長がこれを主管する。
4. 本基金の運用は、中長期的な観点に立って、元本を毀損しないことを目標として運用するものとする。
5. 本基金の運用収益の一部を理事会の決議により本会奨学金として準会員に貸与することができる。貸与される準会員は、経済的事由等を勘案して選考され、別途定める返済期限までは返済を猶予されるものとする。
6. 本基金の元本は処分してはならない。ただし、本会の発展のため正当な理由があるときは、総会の決議を経て、処分することができる。

第10章 湯浅八郎・細木盛枝記念基金

第30条 (湯浅八郎・細木盛枝記念基金、同奨学金)

1. 湯浅八郎初代総長の米寿記念祝賀会時の寄附を基にして、ご著書「若者に幻を」の出版収益金、細木盛枝初代管理部長よりの寄附および会員からの寄附金を加えて原資として、「湯浅八郎・細木盛枝記念基金」を設置する。
2. 本基金の元本および運用収益の一部を理事会の決議により「湯浅八郎・細木盛枝記念奨学金」として準会員に貸与することができる。
3. 本基金の運用、本奨学金の貸与・返済については、前条第3項および第5項の規定を準用する。

第11章 資産および会計

第31条 (資産)

本会の資産は次のものによる。

1. 同窓会基金
2. 会費
3. 事業に伴う収入
4. 資産から生ずる果実
5. 寄附金品
6. その他収入

第32条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年1月1日から始まり、同年12月31日に終わるものとする。

第12章 定款の改定

第33条 (定款の改定)

本定款の改定は、総会の出席会員の3分の2以上の決議によらなければ改定すること

はできないものとする。

第34条（施行細則）

本定款の施行について、評議員会の決議によって、細則を制定することができるものとする。

付則

1. 本定款は2018年4月1日より施行する。